

第 53 号

令和5年度熊本県病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度熊本県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	150床
(2) 年間患者数	
入 院	35,770人
外 来	26,730人
(3) 一日平均患者数	
入 院	98人
外 来	110人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病院事業収益			1,726,586千円
第1項 医業収益			752,060千円
第2項 医業外収益			974,526千円
	支	出	
第1款 病院事業費用			1,720,989千円
第1項 医業費用			1,692,324千円
第2項 医業外費用			28,165千円
第3項 予備費			500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額174,979千円は過年度分損益勘定留保資金174,979千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			226,197千円
第1項 一般会計負担金			226,197千円
	支	出	
第1款 資本的支出			401,176千円
第1項 建設改良費			38,348千円
第2項 企業債償還金			357,828千円
第3項 予備費			5,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,045,899千円
(2) 交 際 費	70千円

(たな卸資産の購入限度額)

第6条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

令和5年2月17日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫